

スチュワードシップ活動の振り返りと自己評価

2017 年 8 月

ニッセイアセットマネジメント

I スチュワードシップ活動の振り返り

- (1) スチュワードシップ責任を果たすための方針(原則1に対応)
- (2) 利益相反の管理の状況(原則2に対応)
- (3) 投資先企業の状況の的確な把握(原則3に対応)
- (4) 建設的な「目的を持った対話」の実践(原則4に対応)
- (5) 議決権行使の方針と結果の公表(原則5に対応)
- (6) スチュワードシップ活動の報告(原則6に対応)
- (7) スチュワードシップ活動を行うための実力の向上(原則7に対応)

II スチュワードシップ活動の自己評価

I スチュワードシップ活動の振り返り

私たちニッセイアセットマネジメント(以下、「当社」という)は、日本株運用において「受益者」の中長期的なリターン向上を目的とした調査・投資活動をプロセスの中核としています。具体的には、企業の経営ビジョンや経営戦略などに基づき、企業との対話・精査を経て中長期の業績予想を行い、企業価値評価を実施しています。

このプロセスにおいて重要となるのは「企業との対話」です。実りある対話が投資先企業の市場からの評価向上及び企業価値向上につながり、結果的に受益者と投資先企業の共創(Co-Creation)が果たされるものと確信しています。こうした取り組みにより当社は金融仲介機能を担う資産運用会社として、日本の経済・社会の発展に貢献していきたいと考えています。

以上の考え方は、日本版ステューワードシップ・コードの考え方と合致するものと考え、2014年5月にコード受け入れを表明しました。また、今回、2017年5月に改訂されたコードについても、2017年5月31日に、その7つの原則に賛同し、受け入れを表明しました。

当社の「『日本版ステューワードシップ・コード』の受け入れについて」の原則7では「自らのガバナンス態勢・利益相反管理や、本コードの各原則の実施状況を定期的に振り返り、自己評価を行います。」としています。

この記載に基づき、「ステューワードシップ活動の振り返りと自己評価」を行います。

『日本版ステューワードシップ・コード』の受け入れについて⇒[リンク](#)

(1) スチュワードシップ責任を果たすための方針(原則1に対応)

スチュワードシップ責任とは、『投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任』です。このスチュワードシップ責任を果たすため、以下の方針を策定しています。

- 「企業との対話」を重視し、中長期的な視点での企業価値の評価・投資判断を行うよう努めます。
- 「企業との対話」を実りあるものとするため、経営層との対話に重点を置き、企業活動への深い洞察と理解に努めます。
- 「企業との対話」の場面では投資家としての意見を伝え、お互いの意見を交換することにより企業価値の向上を実現し、受益者と投資先企業の双方がその恩恵を受けられるよう努めます。
- 議決権の行使を「企業との対話」のひとつの手段として位置づけ、スチュワードシップ責任を果たすよう努めます。

【スチュワードシップ活動の振り返り】

2017年5月に日本版スチュワードシップ・コードの改訂を受け、当社の『日本版スチュワードシップ・コード』の受け入れについても改訂し、5月31日にホームページにて公表しました。

日本版スチュワードシップ・コードへの対応⇒[リンク](#)

(2) 利益相反の管理の状況(原則2に対応)

当社は、「『日本版スチュワードシップ・コード』の受け入れについて」の改訂に伴い、利益相反の管理に関し、以下の方針を策定しました。

- スチュワードシップ責任を果たすにあたっては、受益者のみの利益(投資先企業の企業価値の向上または毀損防止)を考慮します。
- 利益相反が生じうる局面を具体的に特定し、議決権行使や対話において利益相反を実効的に防止する仕組みを構築することにより受益者の利益の保護に努めます。

【スチュワードシップ活動の振り返り】

この方針に従い、スチュワードシップ活動の中で利益相反が生じうる局面を、①利益相反の生じる可能性が特に高い局面¹、②利益相反の生じる可能性が高い局面²、の二つに具体的に特定しました。

また、2017年5月に、利益相反管理強化の観点から、スチュワードシップ活動等の適切な運営を確保することを目的とし、独立した社外取締役2名とコンプライアンス・リスク管理統括部門担当役員1名で構成される「責任投資監督委員会」を設置しました。

2017年6月以降に開催される株主総会での議決権行使の判断基準については、責任投資監督委員会(5月19日開催)での協議を経て、運用部門担当役員が決定しました。また、運用部門内で実施される個々の議決権行使の判断に関しては、原則として、この判断基準に従って行使判断を行うことで、議決権行使のプロセスの客観性を確保しました。こうした判断基準やプロセスの変更については、社内勉強会の開催等を通じて徹底を図り、適切な運営を行いました。

¹ 当社の利害関係人等(当社及び親会社である日本生命保険相互会社(以下、「日本生命」という)の子会社・関連会社等)、当社役員及び日本生命の役員等が取締役・監査役に就任している(候補者を含む)企業に対する議決権行使および対話

² 当社の大口取引先、日本生命の株式保有比率が高い企業等に対する議決権行使および対話

上記①に該当する「利益相反の生じる可能性が特に高い局面」での議決権行使は議決権行使助言会社の助言に従い判断を行い、利益相反の可能性を排除しました。また、上記②に該当する議決権行使の判断においても、議決権行使判断基準と異なる判断を行う場合、利益相反防止の観点から事前に「責任投資監督委員会」(6月9日・13日開催)で協議を行った上で行使判断を行っています。①、②に該当しない行使判断においても判断基準と異なる判断を行った場合については行使結果を8月に開催された責任投資監督委員会(8月1日開催)にて報告しました。

上記の①、②に該当する企業との対話については、課題の重要度等に基づき、今後、責任投資監督委員会に報告する予定です。

<責任投資監督委員会での主な議題>

第1回 責任投資監督委員会(5月19日開催)

- 「『日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ』について」の改訂
- 「国内株式議決権行使判断基準」の制定
- 利益相反の管理に関するガイドラインの制定

第2回 責任投資監督委員会(6月9日開催)

- 「利益相反が生じる可能性が高い企業」のうち、第1回責任投資監督委員会で協議した判断基準と異なる判断を行う銘柄について事前協議

第3回 責任投資監督委員会(6月13日開催)

- 「利益相反が生じる可能性が高い企業」のうち、第1回責任投資監督委員会で協議した判断基準と異なる判断を行う銘柄について事前協議

第4回 責任投資監督委員会(8月1日開催)

- スチュワードシップ活動の振り返りと自己評価
- 個別の投資先企業及び議案ごとの議決権の行使結果
- 議決権行使判断基準外の判断をした銘柄の報告

(3) 投資先企業の状況の的確な把握(原則3に対応)

当社は、「投資先企業の状況の的確な把握」を行うためには財務情報に加えて非財務情報³の活用が不可欠と考えています。特に重要な投資先企業の持続的成長力(サステナビリティ)を把握するための軸として、当社独自の ESG 評価を運用プロセスに組み込み、中長期の業績予想の確信度を向上させるよう努めています。

ESG 評価は以下の視点により実施していますが、適宜(少なくとも年 1 回)調査対象企業を再評価するなど、適切なモニタリングを行う仕組みを構築しています。

- 環境問題への取り組みと企業価値向上へのつながり(E の視点)
- ステークホルダー(従業員・顧客・取引先等)との関係と企業価値向上へのつながり(S の視点)
- ガバナンスの仕組み、体制等と企業価値向上へのつながり(G の視点)

【ステewardship活動の振り返り】

投資先企業の持続的成長力(サステナビリティ)を把握するための軸としての ESG 評価については、2016 年 4 月に ESG 評価項目の見直しを行いました。これは、2008 年に ESG 評価を始めて以降、コーポレートガバナンス・コードの導入(2015 年 6 月)、気候変動に関するパリ協定の採択(2015 年 12 月)などがあり、投資先企業を取り巻く環境が大きく変わったため、よりの確な ESG 評価を行うことができる枠組みを設定する必要があったためです。具体的には、E(環境)評価項目の再設定や G(ガバナンス)評価項目の詳細化を行いました。

2016 年度も、個別の企業の ESG 評価について、チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサーと企業調査担当のアナリストが、アナリストの長期業績予想モデルと企業の現状等を踏まえ、全調査対象企業の ESG 評価の見直しを行いました。企業数にして 13%の企業の ESG 評価の変更が

³ 非財務情報

企業の中長期的経営ビジョン、ビジネスモデル、業界の構造変化などの外部環境、これらを踏まえた経営戦略、企業価値を創出するためのガバナンス体制等。

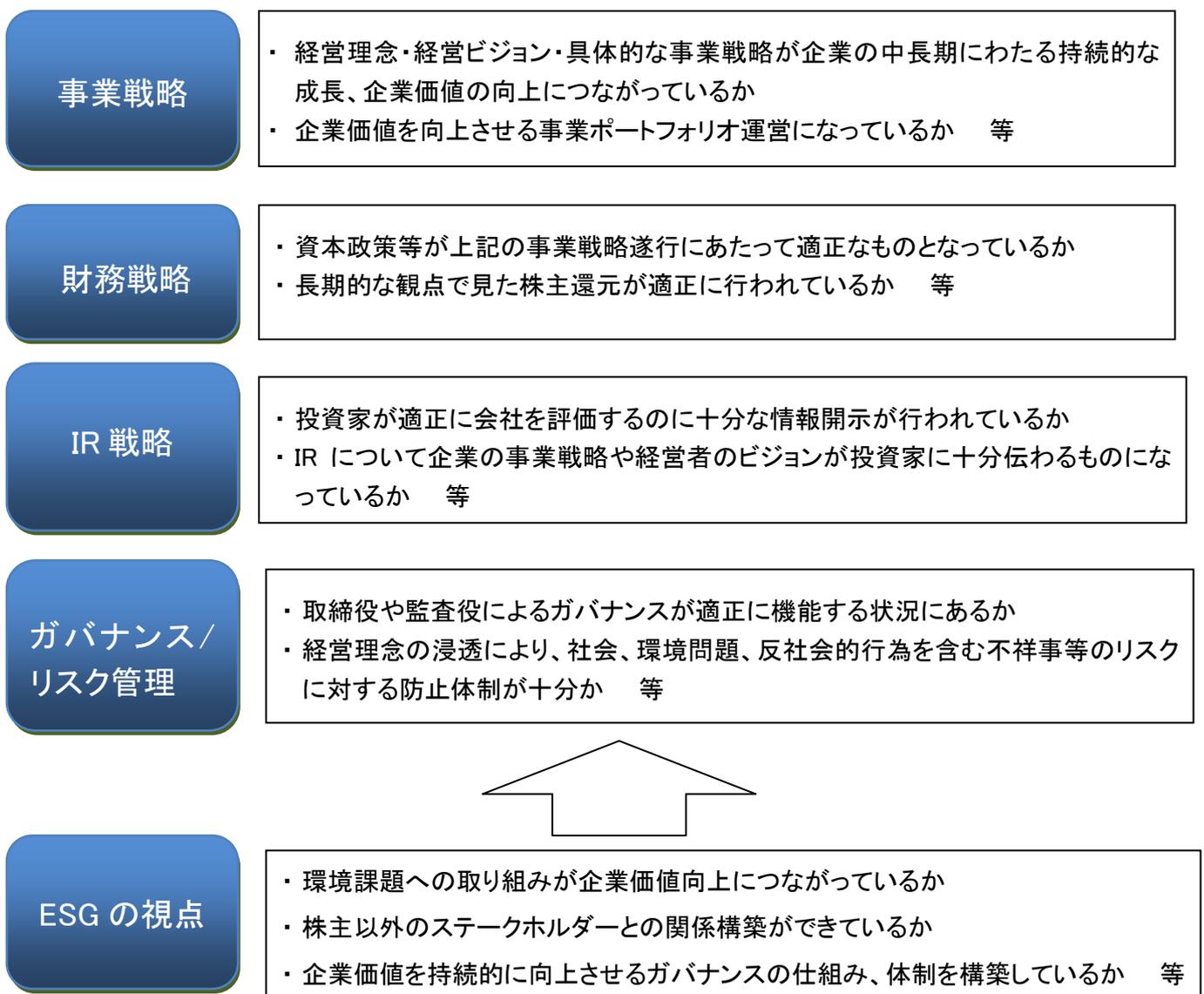
ありました。

また、非財務情報の開示を促進するため、投資先企業向けの講演会、企業との個別の勉強会、
アニュアルレポートアワードなどの企業表彰を通じた統合報告書のベストプラクティスの選定へ
の参画などを通じ、企業の非財務情報の開示についての取り組みをサポートしています。

(4) 建設的な「目的を持った対話」の実践(原則4に対応)

当社は、経営戦略や企業価値創出のためのガバナンス体制等について中長期的な視点から投資先企業と意見交換を行い、認識の共有化に努めています。中長期的な視点での経営戦略等について投資先企業と当社との考え方に相違がある場合には、投資家としての意見を伝えて建設的な議論を行うことで、投資先企業の価値の向上を図ります。なお、パッシブ運用でのみ保有している銘柄についても課題の重要度等を考慮し、対話を行うよう努めます。アクティブ運用では、選択肢として株式の売却判断を否定するものではありません。

当社の企業との対話の視点は以下のとおりです



【スチュワードシップ活動の振り返り】

2016年度は、投資先企業や投資候補先企業と年間1,672件の個別対話の場を持つことができました。

当社は、経営戦略や企業価値創出のためのガバナンス体制等について中長期的な視点から投資先企業と意見交換を行い、認識の共有化に努めました。特に、経営課題に関する事項については、企業経営の舵取りを担い企業価値に大きな影響を与える経営陣の方々と、2016年度は706件の個別対話の場を持つことができました。尚、インサイダー情報については法令・社内規則等に則り、適切に管理しました。

2016年度の対話件数

対話形態	件数
企業との個別対話	1,672
内) 経営陣との個別対話	706
内) IR担当者との個別対話	966
説明会等	1,860
合計※	3,532

※電話取材等は含まない

①企業との対話の具体例

2016年度に実施した企業との対話の具体例は以下のとおりです。

(事業戦略)

- ・新しい中期経営計画の発表においてグローバルでの積極的な事業拡大が示されたことに対し、支持することをお伝えしています。ただし、同時に、収益性改善のペースが遅れていること、国内において低い生産性の事業が存在することに対し懸念をお伝えしました。今後とも、建設的な対話を続けていきます。
- ・営業部門における従業員の離職率の高い企業で、離職率低下を推進する社長と建設的な議論を続けています。離職率低下の取り組みは持続的な組織拡大のためには必要不可欠なものであり、また、同社の営業活動にもよい影響を与えるものと考え、支持することを2016年度も改

めてお伝えしています。加えて、昨今の「働き方改革」への対応についても議論しました。今後とも、同社の取り組みを投資家として支持していく方針です。

- ・ 多くの人手を必要とする企業の経営者との対話の中で、労働問題深刻化に伴うビジネスモデルへのネガティブな影響に対し懸念をお伝えしました。外部委託などを活用し、収益性と持続的な成長の確保に努めるとのご回答がありましたが、今後とも対話を続けてまいります。

(財務戦略)

- ・ 優れた事業経営をされながら、バランスシートに多額の余剰資金を保有されている企業の経営者の方と株主還元の内実につき、当社のアナリストの将来の業績予測をもとに議論しました。同社の株主還元姿勢は高まっており、対話の成果があったものと考えています。
- ・ 大きな株主還元を実施した企業の経営者との対話の中で、一時的な株主還元の増加よりも、在庫等の運転資本縮小によるフリーキャッシュフロー拡大を株主還元につなげる方が株主還元の持続性に対する投資家の確信度を高めることに有効であることをお伝えしました。今後とも株主還元につき、継続的な対話を行います。

(IR 戦略)

- ・ 優れた研究開発型企業の経営者の方と IR 戦略について議論をいたしました。資本市場での評価を高めるには同社の研究開発が持続的な企業価値の向上につながっている姿を見せる必要があることを、2015 年度にお話しました。2016 年度も引き続き対話を継続し、従業員の新品への発想力を引き出す研究開発体制、研究開発の進捗度の開示を行っている海外の研究開発型企業の開示事例をご紹介しました。今後とも対話を続けていきます。
- ・ 強気の業績予想に対する実績の未達が株価下落を招いたことを受け、業績予想の内実について議論しました。同社の業績予想の策定プロセスを確認するとともに、投資家として、業績予想を全社的なプロセスの中でチェックする必要性あるのではないかとお伝えしました。状況を注視するとともに対話を継続いたします。
- ・ ESG 投資が投資家の間で広がる中、その動きへ対応する新しい IR 戦略を検討されている経営陣の方と勉強会を開催いたしました。最近の ESG 投資の動向をご説明するとともに、投資家として望ましい情報開示内容についてお話をいたしました。同社からは、勉強会での話を生かし、統合報告書の内容を充実させたい、とのご回答がありました。

(ガバナンス/リスク管理)

- ・ 経営トップとの個別ミーティングで、経営理念と厳格な資本規律に基づいた中長期視点を重視する同社の経営方針を支持することをお伝えしました。一方、現状から一段と成長力を高めるには既存のビジネスモデルに捉われない新機軸の確立やこれを支える多様性が経営・ガバナンスに求められるのでは、とお伝えし、2016年度も対話を続けてきました。2017年度、新機軸を担う方が新たに取締役会に入られ、ガバナンス体制に変化が見られました。今後とも建設的な対話を続けていきます。
- ・ 2016年度も、買収防衛策の更新を検討されている企業に対しては株主価値毀損に対する投資家としての懸念を従来通りお伝えしました。このような対話の結果もあり、2017年度に複数の企業で買収防衛策が廃止されました。

②対外発信活動の具体例

上記のような「企業との目的を持った対話」に加え、書籍の刊行や論文の執筆、投資候補先企業等が参加する講演会や会合等で、当社の日本株運用の哲学やプロセスを伝えたり、統合した報告形態の重要性を訴求したりするなど、積極的に対外発信活動に取り組んでいます。

このような取り組みが当社の日本株運用のプロセスに対する企業の理解を促進し、円滑な「目的を持った対話」と早期の認識共有化につながるものと考えています。過去1年の主な活動は以下のとおりです。

(講演会)

- 「ガバナンス改革で日本企業は変わったのか？」(主催:関西経済連合会)(2017年1月)
- 「コーポレートガバナンス改革の行方」(主催:日本証券アナリスト協会)(2016年12月)
- 「Asian Roundtable on Corporate Governance」(主催:OECD)(2016年10月)
- 「11th Taipei Corporate Governance Forum」(主催:台湾国政府)(2016年10月) 等

(書籍・レポート等)

テレビ東京のモーニングサテライトニュースの『働き方改革』の特集(2017年2月放送)で、当社のESGへの取り組みが紹介されました。また、『ダブルコード時代の機関投資家の取り組みについて』(商事法務、2016年5月25日号)を当社関係者が執筆しました。

(企業表彰委員等)

投資家との対話の向上のための委員会や投資家との対話に力を入れる企業を表彰する活動などにも積極的に参画しました。

「IR 優良企業賞」(主催：日本 IR 協議会)、

「日経アニュアルリポートアワード」(主催：日本経済新聞社)

「なでしこ銘柄選定委員会」(経済産業省)

「持続的成長に向けた長期投資 (ESG・無形資産投資) 研究会」(経済産業省) 等

(大学等講義)

資本市場の担い手として活躍できる人材育成に寄与することは、重要な社会貢献の一つと考え、当社関係者が、東京大学公共政策大学院にて「機関投資家から見たコーポレートガバナンスの現状と課題」(2016年11月)について講義を行い、資本市場の「理論と実務」の架け橋となるよう努めました。

(5) 議決権行使の方針と結果の公表(原則5に対応)

当社は、「『日本版スチュワードシップ・コード』の受け入れ」の改訂に伴い、「議決権行使」に関し、以下の方針を策定しました。

(議決権行使の方針)

- 議決権行使を「企業との対話」のひとつの手段として位置づけ、スチュワードシップ責任を果たすよう努めます。
- 議決権行使の判断にあたっては、形式的な判断にとどまらず、日常の投資先企業との対話を活用し、個別企業の企業価値向上を念頭に、実情に応じた個別議案の審査に努めます。
- また、その行使にあたっては、受益者のみの利益(投資先企業の企業価値の向上または毀損防止)を考慮し、利益相反の防止を行います。

また、「議決権の行使結果の公表」については、以下の方針を策定しました。

(議決権の行使結果の公表方針)

- 議決権行使の結果である「議案別議決権行使状況」「議決権行使結果の概況」および「個別の投資先企業・議案ごとの議決権の行使結果」をホームページ上で定期的に公表します。

【スチュワードシップ活動の振り返り】

2017年6月に開催された株主総会から、「責任投資監督委員会」での協議を経て運用部門担当役員が決定した議決権行使判断基準に則り、運用部門内で個別議案の行使判断を行いました。原則2に記述した通り、「利益相反の生じる可能性が特に高い局面」では利益相反を防止するため、議決権行使助言会社の判断に従い、その局面以外での議決権行使の判断にあたって

は、形式的な判断のみにとどまることなく、日常の投資先企業との対話の活用により、実情に応じた個別議案の審査を行うよう努めました。なお、2017年5・6月に株主総会が開催された企業のうち当社が議決権行使の権利を有する会社数は1,506社でした。

(議決権行使結果の公表)

従来、「議案別議決権行使状況(剰余金処分案、取締役・監査役選任議案等の集計)」やその概況について説明した「議決権行使結果の概況」を公表していましたが、2017年5月に、2017年6月開催の株主総会から適用する議決権行使判断基準である「国内株式議決権行使の方針と判断基準」の公開を行いました。また、「個別の投資先企業及び議案ごとの議決権の行使結果」(反対理由も開示)も公表します。

議決権行使判断の基準と行使結果を公表することで、投資先企業に企業価値向上に向けての当社の考え方を理解していただけるものと考えています。

国内株式議決権行使の方針と判断基準⇒[リンク](#)

議決権行使結果について⇒[リンク](#)

① 議案別議決権行使状況

2017年5月～6月に開催された株主総会において、議決権行使指図を行った結果(親議案ベース⁴⁾)は以下のとおりです。(個別の結果については別途公表しています)

1. 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数(親議案ベース)

	賛成(A)	反対(B)	棄権(C)	白紙委任(D)	合計
a. 剰余金処分案等	838	221	0	0	1,059
b. 取締役選任	1,063	625	0	0	1,688
c. 監査役選任	815	154	0	0	969
d. 定款一部変更	375	18	0	0	393
e. 退職慰労金支給	71	74	0	0	145
f. 役員報酬額改定	447	44	0	0	491
g. 新株予約権発行	67	8	0	0	75
h. 会計監査人選任	27	0	0	0	27
i. 組織再編関連(※1)	16	1	0	0	17
j. その他会社提案(※2)	231	104	0	0	335
合計	3,950	1,249	0	0	5,199

(※1) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※2) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策(上記のa～iの議案を除く)等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成(A)	反対(B)	棄権(C)	白紙委任(D)	合計
合計	14	157	0	0	171

② 議案別議決権結果の概況

<会社提出議案への対応>

会社提出議案は親議案合計で5,199議案あり、このうち反対行使した議案数は1,249議案でした。当社では、「剰余金処分案に対する判断基準の引き上げ」や「社内取締役増員への判断の

⁴ 親議案ベースとは、企業毎に上表a～jの各項目を1議案として件数を算出したもの。これに対し、子議案ベースとは、主に取締役選任、監査役選任議案において個々の候補者を1議案とするなど、a～jの枝議案を含めて件数を算出したもの。

厳格化」などを行ったことから、昨年より反対行使議案数(昨年:1,064 議案)は増加しています。

なお、会社提出議案に反対した議決権行使の主なケースは以下の通りです。

- ・ 剰余金処分案等議案では、長期的に資本効率が低く、配当性向が過少な場合、また、内部留保との関係で更なる株主還元が望まれる場合
- ・ 取締役選任議案では、独立した社外取締役が複数選定されていない場合、及び、独立性に問題があると考えられる場合
- ・ 監査役選任議案では、監査役会設置会社において独立性に問題があると考えられる社外監査役候補者の選任の場合
- ・ 退職慰労金支給議案では、監査役や社外取締役への退職慰労金支給やストックオプションの付与の場合
- ・ その他会社提案では、主に買収防衛策の導入・更新の場合(買収防衛策は101議案のうち100議案に反対)

<株主提出議案への対応>

株主提出議案は171議案ありましたが、余剰資金を過剰に保有している一方、株主還元が十分でないと判断した議案など、14議案に対して、賛成行使しております。

(ご参考)

なお、2017年5月～6月に開催された株主総会における子議案ベースの議決権行使指図結果は以下のとおりです。

1. 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数(子議案ベース)

	賛成(A)	反対(B)	棄権(C)	白紙委任(D)	合計
a. 剰余金処分案等	838	221	0	0	1,059
b. 取締役選任	11,247	1,564	0	0	12,811
c. 監査役選任	1,161	164	0	0	1,325
d. 定款一部変更	375	18	0	0	393
e. 退職慰労金支給	71	74	0	0	145
f. 役員報酬額改定	447	44	0	0	491
g. 新株予約権発行	67	8	0	0	75
h. 会計監査人選任	27	0	0	0	27
i. 組織再編関連(※1)	16	1	0	0	17
j. その他会社提案(※2)	231	104	0	0	335
合計	14,480	2,198	0	0	16,678

(※1) 合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等

(※2) 自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、買収防衛策(上記のa～iの議案を除く)等

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成(A)	反対(B)	棄権(C)	白紙委任(D)	合計
合計	14	166	0	0	180

(6) スチュワードシップ活動の報告(原則6に対応)

当社は、企業との対話の概況や議決権行使の状況を掲載した「スチュワードシップ活動の概況」を毎年ホームページに公表してきました。スチュワードシップ活動の変遷がわかるよう過去分も閲覧可能としています。

【スチュワードシップ活動の振り返り】

2017年度からは、コードの原則7に対応し、「スチュワードシップ活動の概況」を拡充し、当レポート「スチュワードシップ活動の振り返りと自己評価」をホームページ上にて公表します。

(7) スチュワードシップ活動を行うための実力の向上(原則7に対応)

当社は、日本株運用において「受益者」の中長期的なリターン向上を目的とした調査・投資活動を運用プロセスの中核としています。当運用プロセスでは、運用担当者は投資先企業の事業構造・事業環境・経営戦略等に対する深い理解が必要となるため、スチュワードシップ活動に伴う実力を高めることができるものと考えています。また、当社の経営陣もこの取り組みを推進してきました。

【スチュワードシップ活動の振り返り】

当社は、2004年に、株式運用プロセスに中長期の業績予想が必要となる株式価値評価システム(SVS: Shareholder Value System)を導入しました。2008年には中長期の企業像を把握する上で重要なESG評価を運用プロセスに組み込んでいます。

<国内株式に関する運用プロセスの進化>

2004年	長期業績予想(5年)をベースとした株価評価・投資判断プロセスを導入
2006年	国連責任投資原則(PRI)に署名
2007年	ICGN(International Corporate Governance Network)に加盟
2008年	ESG評価の運用プロセスへの組み込み
2014年	日本版スチュワードシップ・コードの受入れ、取組方針の公表
2015年	PRI年次評価「戦略とガバナンス」部門で最高評価のA+を取得
2016年	運用部門内にESG推進室を設置 PRI年次評価で「戦略とガバナンス」部門に続き、「ESG統合」部門でも最高評価のA+を取得
2017年	PRI年次評価で2016年に続き、「戦略とガバナンス」「ESG統合」部門で最高評価のA+を取得

2016年3月に新たに「ESG推進室」を設置し、運用担当者向けにESGリサーチ会議を開催し、ESGの知識の共有化・深化を図りました。また、対話事例の共有化やベテランアナリストによる若手アナリストへの指導等を通じ、組織全体の対話力向上を推進しました。

2016年度はESGリサーチ会議を24回開催しましたが、主な議題は以下のとおりでした。

＜ESGリサーチ会議の主な議題＞

- ・ESG ベストプラクティス企業の事例共有化
- ・企業不祥事事例と示唆
- ・アナリスト付与の ESG 評価の分析(パフォーマンス、特徴)の結果
- ・持続可能な開発目標(SDGs)を巡る動き
- ・気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)について 等

尚、当社では、ESG 評価の重要性を提唱する PRI⁵(国連責任投資原則)に賛同し、その発足した年(2006年)に署名を行いました。これまで記載してきたような取り組みの結果、「国連責任投資原則(PRI)の年次評価」⁶において、総合評価である「戦略とガバナンス」部門で最高評価「A+」を3年連続で獲得しています。加えて、スチュワードシップ責任が重要となる株式運用において「上場株式(直接運用)におけるESG統合」部門でも2年連続で「A+」を獲得しています。

(経営体制について)

2017年3月に、ガバナンス態勢の独立性・透明性を向上させるため、独立した社外取締役を2名招聘しましたが、社外取締役は責任投資監督委員会の委員にもなり、スチュワードシップ活動の透明化に貢献しています。このような経営陣が実効性のあるスチュワードシップ活動に必要とされる組織構築や人材育成などの各課題に取り組んでいます。

⁵ PRI

Principles for Responsible Investment。2006年に当時の国際連合事務総長であるコフィー・アナン氏が金融業界に対して提唱したイニシアティブであり、機関投資家の投資意思決定プロセスにESG課題を受託者責任の範囲内で反映させるべきとした投資原則。

⁶ 「PRIの年次評価」とはPRIに署名する機関投資家を対象に、PRI事務局が責任投資の実施状況等を評価したものであり、評価結果は6段階(A+、A、B、C、D、E)で付与され、「A+」がグローバルの最高評価となっています。

Ⅱ スチュワードシップ活動の自己評価

【自己評価】

以下の取り組みを通じ、体制・プロセス・情報開示の面で、スチュワードシップ活動の実力を高める取り組みができたと思料いたします。

- ・日本版スチュワードシップ・コード改訂後、速やかに当社コードを改訂し公表（原則1に対応）
- ・議決権行使において利益相反を防止する観点から、社外取締役を過半数とする「責任投資監督委員会」を設置し、判断基準の見直しや利益相反懸念の高い企業への行使判断に関して同委員会で事前協議を行う等、行使プロセスの変更等を実施。実務では、社内勉強会の開催等を通じ、徹底を図り、適切に対処（原則2に対応）
- ・ESG 評価については、評価の高度化や質の底上げを図る観点から、評価項目の見直しや全評価対象銘柄の見直し会議等を実施（原則3に対応）
- ・企業との対話についても、質の底上げを図る観点から、組織内で事例の共有化等を実施（原則4に対応）
- ・議決権行使については、詳細な議決権行使の判断基準を公表したことに加え、個別結果の開示を行うことで、透明性を向上させ、企業との対話促進に向けた取り組みを実施（原則5に対応）
- ・スチュワードシップ活動の顧客向け報告の観点では、定期的に「スチュワードシップ活動の振り返りと自己評価」を公表（原則6に対応）
- ・ガバナンス態勢の独立性・透明性を向上させる観点から、取締役会に2名の独立した社外取締役を招聘。また、対話の実力を高めるという観点で、昨年度新設したESG推進室が質向上に向けた取り組みを強化。PRIの年次評価においても、「戦略とガバナンス」項目で3年連続、「ESG統合」項目では2年連続最高評価の「A+」を獲得（原則7に対応）

【今後の取り組み】

今後は、長年に亘って積み重ねてきたESG評価の一段の充実や対話力の向上など、これまで整備してきた運用プロセスを進化させながら、スチュワードシップ活動の実力、及び受益者のリターン向上につなげていきたいと思います。